

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年5月29日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	奈良市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/6/7200.html

執行機関名 奈良市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号) 別表第1 第5項 奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第一条	奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)第1条及び第4条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集团的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、コミュニティ住宅及び共同施設の設置並びに管理について必要な事項を定めることを目的とする。 第4条 コミュニティ住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる者で、コミュニティ住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。 (1) 次に掲げる者で密集住宅市街地整備促進事業又は密集住宅市街地整備促進事業地区内において行う土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業若しくは都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業の施行に伴い住宅を失ったもの ア 住環境整備計画について建設大臣の承認を受けた日(以下「承認の日」という。)から引き続き密集住宅市街地整備促進事業地区内に居住していた者。ただし、承認の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。 イ ただし書に該当する者及び承認の日後に密集住宅市街地整備促進事業地区内に居住するに至った者で、市長が特に認めたもの ウ 承認の日後にア又はイに該当する者と同じの世帯に属するに至った者 (2) 前号ア、イ又はウに該当する者で承認の日以後に密集住宅市街地整備促進事業地区内において災害により住宅を失ったもの (3) 前2号に掲げる者と同じの世帯に属する者
⑦独自利用事務の関連規範		奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号) 奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号) 奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号) 奈良市コミュニティ住宅条例施行規則(平成4年奈良市規則第49号)